

2018年5月16日

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 企画書

北里大学医学部産科学 海野信也

1. **目的：**災害時小児周産期リエゾン研修受講者に対して情報交換・共有できる機会を提供すること。
2. **背景：**
 - (ア) 2016年度より開始された厚生労働省医政局による「災害時小児周産期リエゾン養成研修会」（以下「養成研修会」）では、都道府県から推薦を受けた産婦人科医・新生児科医・小児科医等が1日研修の研修会に参加し、医政局長名での修了証を授与される。年間100名強の修了者が見込まれており、2018年度には都道府県にそれぞれ数名ずつ、全体で200名以上の修了者が存在することになる。また、都道府県では国による養成に準じた「養成研修会」が企画されつつあり、その修了者を含めると今後、研修会修了者は急速に増加すると考えられる。
 - (イ) 2018年度から第7次保健医療計画では、都道府県は災害発生時に医療救護本部等で小児周産期領域について災害医療コーディネーターの支援業務を担当する災害時小児周産期リエゾンを認定することとされており、「養成研修会」修了者を中心に認定されることが想定されている。
 - (ウ) 都道府県で認定された災害時小児周産期リエゾンは、平時において、災害訓練に参加する他、小児周産期領域の災害訓練を企画運営する等、災害対策の中心的存在として活動することが期待されている。
 - (エ) 小児周産期領域の災害対策はいまだ十分整備されているとは言えず、経験や知識の蓄積及び共有が必要な段階にある。地域にとって貴重な人的資源であるリエゾン研修受講者が、災害発生時に迅速かつ有効に災害時小児周産期リエゾンとしての役割を発揮してもらうためには、継続的な再研修やリエゾン相互の交流を通じた知識の更新の機会の提供が必要と考えられる。
 - (オ) 「養成研修会」修了者は、医政局、「養成研修会」事務局及び都道府県は把握し、連絡をとることができるが、修了者相互が地域を超えて連絡を取り合う手段は現状では存在しない。
 - (カ) 現時点では各地域の災害時小児周産期リエゾン及び「養成研修会」修了者は非常に少数であり、事実上、各地域で孤立していると考えられる。地域の枠を超えた相互交流は、各地域における小児周産期領域の災害対策の充実のための有効な手

資料 1

段になり得ると考えられる。

- (キ) 小児・周産期・産婦人科関連学会の災害対策関連組織は日本小児医療保健協議会（四者協）小児周産期災害医療対策委員会において相互に連携体制をとっている。
- (ク) 「養成研修会」修了者は、小児・周産期・産婦人科関連学会のいずれかに所属していると考えられ、四者協小児周産期災害医療対策委員会を通じて連絡・連携を確保することが可能と考えられる。

3. 「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」の設置に関する提案：

- (ア) 以上のような考察に基づいて、全国の災害時小児周産期リエゾン及び「養成研修会」修了者、さらに今後災害時小児周産期リエゾンとして活動する可能性のある医療従事者相互の連携強化と情報交換・共有を目的とした「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」の設置を提案する。
- (イ) 日本小児医療保健協議会（四者協）小児周産期災害医療対策委員会で、その下部組織として組織することが可能か検討を依頼する。
- (ウ) 発起人：
 - ① 日本小児科学会：井田孔明・岬 美穂・伊藤友弥
 - ② 日本小児保健協会：並木由美江
 - ③ 日本小児科医会：伊藤隆一
 - ④ 日本小児期外科系関連学会協議会：米倉竹夫
 - ⑤ 日本産科婦人科学会：津田尚武・海野信也・菅原準一
 - ⑥ 日本産婦人科医会：中井章人
 - ⑦ 日本周産期・新生児医学会：和田和子・鈴木 真
- (エ) 発起人により以下のような課題について検討を進め、方向性を定めた上で発足させる必要がある。
 - ① 連絡協議会の構成員の範囲
 - 1. 「養成研修会」修了者に自発的に登録を依頼することにはどうか。
 - 2. 修了者ではないが登録を希望する者については、事務局あるいは発起人会で判断することにはどうか。
 - ② 活動内容：
 - 1. 連絡協議会の開催：1年に1回から数回、関連学会の学術集会等の機会に連絡協議会を開催し、情報交換・共有を行う。
 - 2. 災害時小児周産期リエゾンに関する情報提供・交換・共有
 - (ア) 平時の活動内容に関すること
 - (イ) 発災時の活動内容に関すること
 - ③ 事務局の運営方法

資料 1

④ 構成員への連絡方法、構成員相互の情報交換・共有方法

4. 期待できる役割：

- (ア) 災害発生時に、被災地において迅速かつ適切なリエゾン活動を開始できるための準備が出来る。
- (イ) リエゾン連絡協議会の構成員の一部は、勤務施設が所在する都道府県の災害時小児周産期リエゾンとしての活動以外に、災害超急性期に被災地へのリエゾン派遣の必要が生じた場合の派遣候補となる。

5. 当面の対応：

- (ア) 第1回「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会（仮称）準備会」を2018年7月の日本周産期新生児医学会で開催するための準備を開始する。
- (イ) 災害医療センターのリエゾン研修会事務局で管理しているリエゾン研修受講者MLを通じて、上記連絡協議会への参加を呼びかける。

資料 2

2018年7月〇日

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 運営内規案 第1案

日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会
災害時小児周産期リエゾン連絡協議会
発起人会

1. （名称及び所属）本会の名称を、災害時小児周産期リエゾン連絡協議会とする。本会は、日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会（以下、四者協小児・周産期災害医療対策委員会）の下部組織である。
2. （目的）本会は、大規模災害発生時の小児医療・周産期医療提供体制の確保と早期復興に向けた適切かつ迅速な活動のために、小児・周産期領域の災害医療を担う人材である災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する役割を果たす専門家に対して情報交換・共有できる機会を提供することを目的とする。
3. （事業）本会は、その目的を達成するため以下の事業を行う。
 - ① 平時・発災時の災害時小児周産期リエゾンの活動支援
 - ② 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の開催
 - ③ 災害時小児周産期リエゾンの活動に資する情報の提供・交換・共有：メーリングリスト等を活用した情報提供及び会員相互の情報交換・共有。メーリングリスト等の運営の詳細は別に定める。
 - ④ 災害時小児周産期リエゾンに関する社会及び国、自治体等への情報発信
 - ⑤ 内外の関連団体との連絡及び提携
 - ⑥ その他、小児・周産期領域の災害医療の発展に資すること
4. （発足時の発起人）本会の発足時の発起人は、四者協小児・周産期災害医療対策委員会及び関係学会・団体から推薦されたものとする。
5. （会員）本会の会員は、以下のもので所定の手続きを経て承認されたものとする。
 - ① 厚生労働省あるいは自治体が認定した災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する業務を担当しているもの
 - ② 厚生労働省あるいは自治体が主催した災害時小児周産期リエゾン養成講習会及びそれに相当する講習会の修了者
 - ③ 自治体で小児周産期領域の災害対策を担当しているもの

資料 2

- ④ 小児医療・周産期医療領域の学会・団体が災害対策を担当しているもの
 - ⑤ 本会発起人会あるいは幹事会で認められたもの
 - ⑥ その他、小児周産期領域の災害対策に関心をもつもの
6. (入会) 本会の会員となることを希望するものは、別に定める所定の用紙に必要事項を記入し、事務局に申請する。入会の可否は代表幹事が判断し申請者に通知する。疑義がある場合は幹事会における協議を経て決定する。
7. (役員) 本会に以下の役員をおく。
- ① (幹事) 幹事は、発足時発起人あるいは現職の幹事から推薦され、幹事会で承認されたものとする。幹事は本会の業務運営を分担して担当する。幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。幹事の定員及び役割分担は別に定める。
 - ② (代表幹事) 代表幹事は幹事の互選により選出される。代表幹事は本会を代表し、幹事会及び総会の議長となる。代表幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。
 - ③ (監事) 監事は、代表幹事から推薦され、幹事会で承認されたもの3名以内とする。監事は本会の事業及び会計の監査を行う。業務の詳細は別に定める。
8. (組織) 本会に以下の組織を置く。
- ① (幹事会) 幹事会は、代表幹事、幹事、監事、事務局で構成される。幹事会は通信で開催することができる。幹事会運営の詳細は別に定める。
 - ② (連絡協議会) 連絡協議会を年に1-3回開催する。
9. (事務局) 本会の発足時事務局を日本小児期外科系関連学会協議会事務局(〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目15番4号文京尚学ビル)に置く。
10. (内規の改正) 本内規の改正には、幹事会における協議を経て、四者協小児・周産期災害医療対策委員会での承認を必要とする。

資料 3

平成 30 年 7 月 10 日
災害時小児周産期リエゾン連絡協議会
発起人会

「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会・発足準備会」 議事次第

日時：平成 30 年 7 月 10 日（火） 12 時～13 時

場所：東京国際フォーラム G502

1. 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会設置の経緯と今後の活動について
災害時小児周産期リエゾン連絡協議会内規案についての説明 (10 分)
北里大学病院 産婦人科 海野信也
2. 埼玉県拡大小児周産期災害リエゾン育成講習会の企画から実現まで (13 分)
埼玉医科大学総合医療センター 小児科 田村正徳
3. 愛知県における災害時小児周産期リエゾン研修会の報告 (8 分)
あいち小児保健医療総合センター 救急科 伊藤友弥
4. 日本産科婦人科学会大規模災害対策情報システムの改修について (13 分)
久留米大学病院 産婦人科 津田尚武
5. DMAT 技能維持研修と地方ブロック訓練見学参加について
平成 30 年度政府大規模地震時医療活動訓練について (8 分)
国立病院機構災害医療センター DMAT 事務局 岬美穂
6. 意見交換

2018年7月10日
災害時小児周産期リエゾン連絡協議会
発足準備会

「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」 設立の経緯と今後の活動について

unno@med.kitasato-u.ac.jp

海野信也

北里大学医学部産科学

厚生労働科学研究費補助金 地域医療基盤開発推進研究事業

「首都直下型地震・南海トラフ地震等の大規模災害時に医療チームが効果的、効率的に活動するための今後の災害医療体制のあり方に関する研究」(小井土班)

「周産期・小児医療提供体制に関する研究」

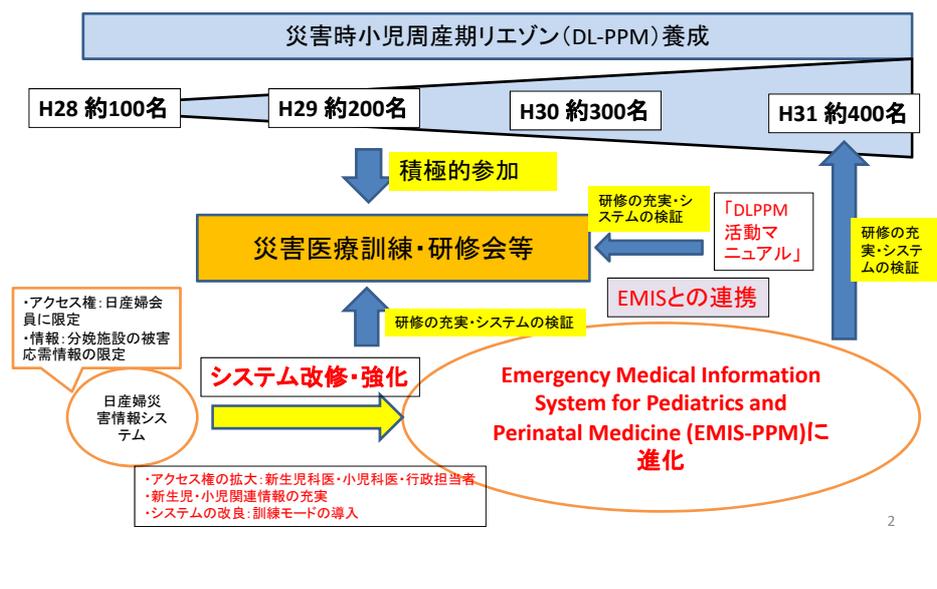
研究分担者

「災害時小児・周産期医療体制の構築と認知向上についての研究」

研究代表者

1

厚労科研における研究計画



「災害時小児周産期リエゾン」 ができるまで

- 厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「東日本大震災の課題からみた今後の災害医療体制のあり方に関する研究」分担研究課題「災害時の小児医療に関する研究」
 - 平成26年度:「小児リエゾン(小児・周産期災害医療コーディネーター)」の提案
 - 平成27年度:災害時小児周産期リエゾン活動要領(案)の検討
- 平成28年2月26日:小児周産期関係9学会・団体による医政局長宛要望書「災害時小児周産期リエゾン設置の要望書」
- 平成28年4月:熊本地震時のリエゾン活動
- 平成28年12月:第1回災害時小児周産期リエゾン養成講習会開催

3

災害時小児周産期リエゾン 研修会

- 主催:厚生労働省医政局
- 平成28年度:106名修了
 - 第1回 平成28年12月17日(土):災害医療センター(立川)
 - 第2回 平成29年2月18日(土):災害医療センター(立川)
- 平成29年度:153名修了
 - 第1回 平成29年12月16日(土):大阪医療センター
 - 第2回 平成30年2月17日(土):災害医療センター(立川)
- 受講生
 - 募集・決定は厚生労働省から都道府県へ
 - 1回の研修あたりの受講生は約50名(東日本ブロックと西ブロックに分けて開催)
 - 各都道府県より2-3名の受講生を受け入れる
 - 当初は産婦人科医・新生児科医・小児科医が対象。行政担当者のオブザーバー参加

小児周産期災害リエゾン養成研修プログラム案

開始時間	終了時間	時間	講義内容	方法
9:00	9:00	0:00	全生ずりエンカウンター	
9:05	9:20	0:15	講義1:厚生労働省より小児周産期災害分野における災害対応の取組について	講義
9:20	10:00	0:40	講義2:災害医療概論(災害の種類、CSA/TIT)	講義
10:00	10:25	0:25	講義3:災害時におけるGOMATや災害医療コーディネーター、医師会や日本の活動	講義
10:25	10:30	0:05	休憩	
10:30	10:50	0:20	講義4:災害時における行政(都道府県、市町村、保健所)の役割	講義
10:50	12:00	1:10	講義5:小児周産期リエゾンの活動内容(急性期)①	シミュレーション演習
12:00	13:00	1:00	昼食・休憩	
13:00	14:00	1:00	講義6:小児周産期リエゾンの活動内容(急性期)②	シミュレーション演習
14:00	14:45	0:45	講義7:小児周産期リエゾンが扱う情報システム(EMIS、そのほかの情報システム)	演習
14:45	15:00	0:15	講義8:各分野(産科、新生児、小児)における災害時のネットワーク	講義
15:00	15:20	0:20	講義9:本部運営(コロロニーの運営など)	演習
15:20	15:30	0:10	休憩	
15:30	15:50	0:20	講義10:災害時に必要な経産機、新生児、小児の保護体制	講義
15:50	17:20	1:30	講義11:小児周産期リエゾンの活動内容(慢性期)①	シミュレーション演習
17:20	17:30	0:10	閉講式	

- 平成29年度よりほぼ同様のカリキュラムで、埼玉県・愛知県でも開催開始(医療スタッフも参加)。
- 平成30年度からは、1.5日間研修となり、年間3回開催される予定。

4

災害時小児周産期リエゾン養成講習 修了者数

		合計	医師	助産師・看護師	行政担当
平成28年度	第1回 (東日本)	52	52		
	第2回 (西日本)	54	54		
平成29年度	第1回 (西日本)	79	66	2	11
	第2回 (東日本)	74	57	10	7
合計		259	229	12	18

5

平成30年度の災害時小児周産期リエゾン 研修会 の予定について

- 今年度より1.5日研修x3回開催
1. 2018年9月16-17日 東京医科大学
 2. 2018年10月27-28日 災害医療センター
 3. 2019年2月16-17日 東京医科歯科大学

6

「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」(1)

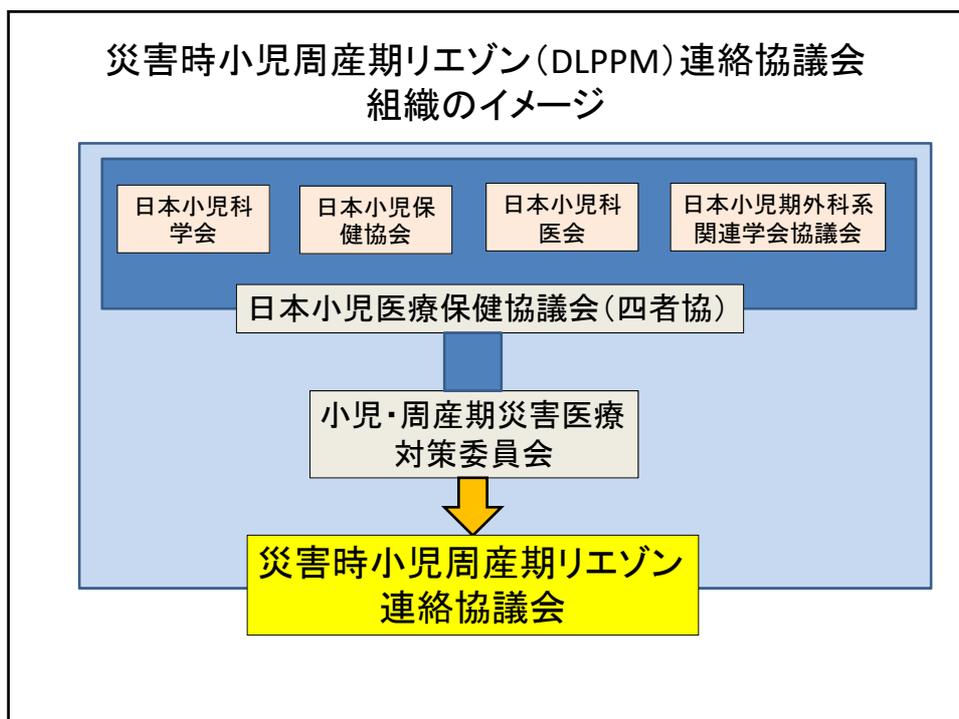
- 目的: 災害時小児周産期リエゾン及び養成研修修了者に、情報交換・共有できる機会を提供すること。
- 対象者:
 - 都道府県認定災害時小児周産期リエゾン
 - 厚労省のリエゾン養成研修修了者
 - 都道府県のリエゾン養成研修会修了者
 - その他
- 想定される「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」の活動内容
 - 定期的な連絡協議会の開催
 - メールングリスト等を介した災害時小児周産期リエゾンに関する情報提供・交換・共有
 - 平時の活動内容に関すること
 - 発災時の活動内容に関すること
 - 発災時の相互支援体制の整備

7

「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」(2)

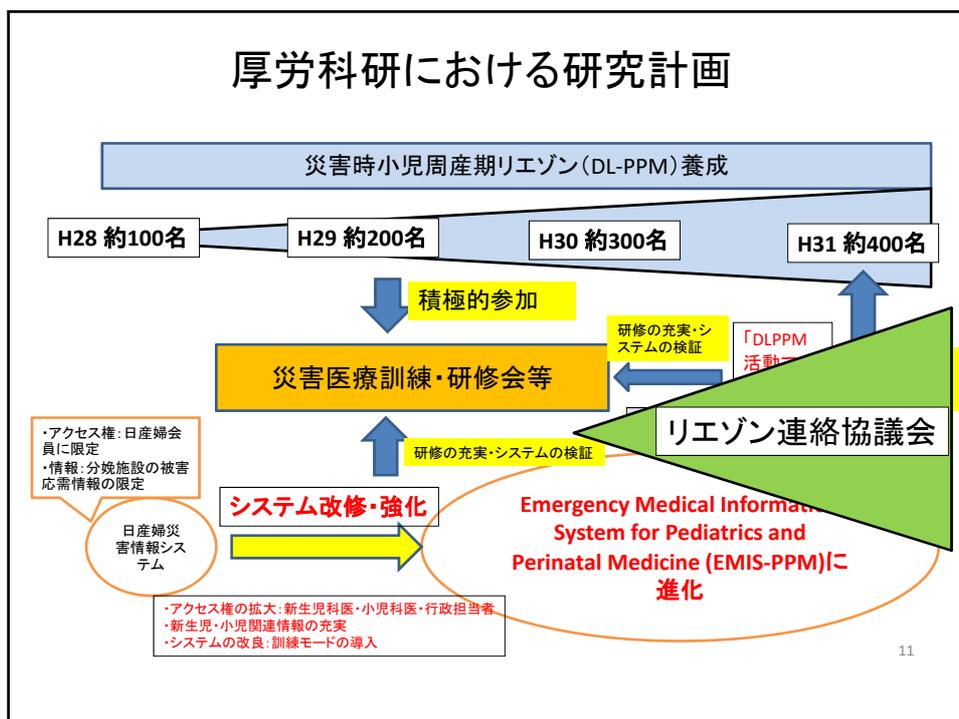
- 組織: 日本小児医療保健協議会(四者協)小児周産期災害医療対策委員会の下部組織として設置
- 発起人:
 - 日本小児科学会: 井田孔明・岬 美穂・伊藤友弥
 - 日本小児保健協会: 並木由美江
 - 日本小児科医会: 伊藤隆一
 - 日本小児期外科系関連学会協議会: 米倉竹夫
 - 日本産科婦人科学会: 津田尚武・海野信也・菅原準一
 - 日本産婦人科医会: 中井章人
 - 日本周産期・新生児医学会: 和田和子・鈴木 真
- 事務局: 一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会(JAPSS)事務局(小林信秋、松藤凡、田口智章)

8



正式発足に向けて(予定)

- 2018年7月10日: 発足準備会開催
 - 内規案原案の提案・検討
- 2018年秋ころ: 四者協・小児・周産期災害医療対策委員会開催
 - 内規案及び細則案の検討→四者協への提案
- 2018年内: 四者協
 - 内規案及び細則案の検討・承認
- 2019年度: 正式発足
 - 日本小児科学会・日本産科婦人科学会・日本周産期新生児医学会・日本小児救急医学会の学術集会開催時等に連絡協議会を開催



ご提案をお待ちしています。

unno@med.kitasato-u.ac.jp

資料 5

「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会・発足準備会」

日時：平成 30 年 7 月 10 日（火） 12 時～13 時

場所：東京国際フォーラム G502 会議室

出席者： 名

事務局より資料確認

開会挨拶

日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会、九州大学 田口智章先生

四者協が今回の協議会の事務局となることの説明。

発表

1. 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会設置の経緯と今後の活動について

北里大学病院 海野信也

【概要】

連絡協議会の発足経緯について説明がされた。

現段階で、リエゾン研修：259 名のリエゾン養成が終了した。今年度からは 1.5 日研修となる。今後、リエゾンの知識等のアップデート等が必要と判断し協議会を提案した。発起人会を作り、正式に発足させたい。小児周産期領域をカバーできる体制が必要であるため四者協へ依頼をした。内規案を作成し、四者協でお認めいただく予定である。連絡協議会が認められたら、学会等に合わせ、適宜、連絡協議会を開催し情報共有をしていきたい。研究班主体からリエゾン協議会へ、リエゾンのサポート体制を移行させたい。

【質疑】なし

2. 埼玉県拡大小児周産期災害リエゾン育成講習会の企画から実現まで

埼玉医科大学総合医療センター 田村正徳

【概要】

埼玉県での拡大講習会について報告をした。政府訓練に参加した医師の報告の中で、埼玉県でも人員の確保が必要だと訴えた。その報告を元に、対象者の職種を看護師、助産師に拡大することも提言。それは、既存の周産期搬送コーディネーターシステムのメンバーも巻き込むことが狙いでもある。埼玉県では、国の体制と区別した方がよいという判断もあり、主任リエゾン、登録リエゾン（埼玉県リエゾン）として活動要領を作成した。埼玉県では、独自に 5 職種で最低 7 名ずつを確保 = 35

資料 5

名を養成した。研修の内容は、国の研修内容+埼玉県の内容で構成した。

【質疑】

鈴木：9月に千葉県では開催予定をしている

県として認めるということについて県からの指摘は？

田村：当初及び腰だったが、必要性を訴えた。

厚労省の実施していることを、県として実施してよいのか？というよう
な考えはあったようである。

危機感を県に訴えて実現させた。

鈴木：日本 DMAT と地域 DMAT のような関係性なのか

岬：国の研修+埼玉独自の内容を踏まえたものとした。

DMAT 隊員にも講師として参加していただいた。

海野：県が認定するので、訓練の内容については国が決めていない。

県が必要な研修であれば、それで認定されるのが現状である。

宮園：企画を県のどの部門に持って行ったのか？

横のつながりを持ちにくいので難しい。

田村：医療整備課が担当した。

周産期医療協議会と医療整備課の連携がよくなった印象がある

宮園：災害対応ではなく、周産期の部門が対応したのか？

田村：そのとおり。

3. 愛知県における災害時小児周産期リエゾン研修会の報告

あいち小児保健医療総合センター 伊藤友弥

平成 28 年度小児周産期訓練を実施し課題の抽出を行なった。南海トラフの被害想定から、愛知県でのリエゾン不足は明らかなので、愛知県では独自に養成を行った。災害医療の知識の習得と、災害時の身分を保つために DMAT 研修 1.5 日研修を修了した。その後、リエゾンのみでリエゾン講習として、半日講習を実施した。実現には、県の担当者の理解と協力が不可欠。愛知県ではうまく取り組めた。

【質疑】

海野：受講生の選定は？

伊藤：愛知県内の核となる施設の先生。施設長の上承もあり。

4. 日本産科婦人科学会大規模災害対策情報システムの改修について

久留米大学病院 津田尚武

EMIS-PPM について紹介。大阪、広島、岡山、兵庫での入力状況を報告した。大阪北部地震では OGCS（大阪の既存の産科システム）と平行で入力いただいた。掲示板の投稿も活発だった。現在のシステムではベッド数などの検索ができないため、

資料 5

掲示板にアップすることが必要である。入力時の注意点についても説明。入力の際には「災害時」「被災地」を入力していただくことを忘れないように。画像資料などの添付が可能な掲示板の活用もしていただきたい。リエゾン側の注意点としては、緊急メッセージの拾い上げを定期的に行う必要がある。今後のシステム改定は小児掲示板を整備していく。課題としては、ID/PW の付与（特に小児科）や、新生児の項目が重複している等がある。また、平時での活用ができるように空きベッド管理画面や診療情報提供書のアップデート機能等も用意したい。災害時の入力状況は、訓練済みの地域や、教授の指示のある地域は入力は速やかであるが、それ以外の地域は入力率が低い。IT 防災訓練を行っていただきたい。

【質疑】

菅原：実際は入力された情報をどのように活用するかが目的である。

活用された事例の紹介をしてほしい。

津田：熊本での情報把握

システムが生かされるのは、広域災害だと思われる。

あるいは、亜急性期／慢性期の搬送か。

災害の時には、やりすぎでもよいのではないかと考える。

5. DMAT 技能維持研修と地方ブロック訓練見学参加について

国立病院機構災害医療センター DMAT 事務局 岬美穂

DMAT 技能維持訓練、地方ブロック訓練について紹介する。資格更新のための訓練であるので、リエゾンも参加してほしい。地域ブロック訓練は8つの地方ブロックで行われている。リエゾンには活動本部の運営実習に参加いただくこととなる。また、統括 DMAT の技能維持研修も行っているなので、参加をしていただきたい。ブロック訓練への参加は、企画段階からの参加が望ましい。見学、参加の希望は岬先生まで連絡を。今年度の政府訓練についても報告をする。リエゾンの訓練としては本部立ち上げ訓練を行う予定である。

【質疑】

賀来：研修会は各都道府県で頑張らないといけないと思う。

資金の獲得も大変だと思われる。

DMAT 技能維持訓練は資金援助があるが、リエゾンはどうか

研修会の指針は国から都道府県には出ないのか

岬：国から依頼するという事はない。

都道府県で頑張るとというのが現状

埼玉県は県から費用支出があり見学に来ていただけている。

和田：大阪は国の訓練を実施、2月に府の訓練を実施した

訓練のほうがよく苦しかったので、参加を！

施設長の理解を得る必要もある。

資料 5

渡邊：周産期では医療計画の中でリエゾンが記載されている

都道府県との連携を調整するのがベター

中林：情報システムについて。県独自のシステムとの連携は？

津田：併用で大丈夫。大多数の情報は、重複しないものとなっている。

和田：大阪では代行入力を実施して、平行実施し負担を軽減した。

田村：独自に県が研修を開催することを文として出してほしい。

閉会あいさつ

海野先生

資料 6

2018年11月〇日

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 運営内規案 第2案

日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会

1. （名称及び所属）本会の名称を、災害時小児周産期リエゾン連絡協議会とする。本会は、日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会（以下、四者協小児・周産期災害医療対策委員会）の下部組織である。
2. （目的）本会は、大規模災害発生時の小児医療・周産期医療提供体制の確保と早期復興に向けた適切かつ迅速な活動のために、小児・周産期領域の災害医療を担う人材である災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する役割を果たす専門家に対して情報交換・共有できる機会を提供することを目的とする。
3. （事業）本会は、その目的を達成するため以下の事業を行う。
 - ① 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の開催
 - ② 災害時小児周産期リエゾンに関する情報提供・交換・共有
 1. 平時の活動内容に関すること
 2. 発災時の活動内容に関すること
 - ③ 災害時小児周産期リエゾンに関する社会及び国、自治体等への情報発信
 - ④ 内外の関連団体との連絡及び提携
 - ⑤ その他、小児・周産期領域の災害医療の発展に資すること
4. （発足時の発起人）本会の発足時の発起人は、四者協小児・周産期災害医療対策委員会及び関係学会・団体から推薦されたものとする。
5. （会員）本会の会員は、以下のもので所定の手続を経て承認されたものとする。
 - ① 厚生労働省あるいは自治体が認定した災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する業務を担当しているもの
 - ② 厚生労働省あるいは自治体が主催した災害時小児周産期リエゾン養成講習会及びそれに相当する講習会の修了者
 - ③ 自治体で小児周産期領域の災害対策を担当しているもの
 - ④ 小児医療・周産期医療領域の学会・団体が災害対策を担当しているもの
 - ⑤ 本会発起人会あるいは幹事会で認められたもの

資料 6

- ⑥ その他、小児周産期領域の災害対策に関心をもつもの
6. (入会) 本会の会員となることを希望するものは、別に定める所定の用紙に必要事項を記入し、事務局に申請する。入会の可否は代表幹事が判断し申請者に通知する。疑義がある場合は幹事会における協議を経て決定する。
7. (役員) 本会に以下の役員をおく。
- ① (幹事) 幹事は、四者協小児・周産期災害医療対策委員会及び関係学会・団体から推薦されたものとする。幹事は本会の業務運営を分担して担当する。幹事の任期は 3 年とするが、再任を妨げない。幹事の定員及び役割分担は別に定める。
 - ② (代表幹事) 代表幹事は幹事の互選により選出される。代表幹事は本会を代表し、幹事会及び連絡協議会の議長となる。代表幹事は本会の活動について、四者協小児・周産期災害医療対策委員会に対して定期的及び必要時に報告を行う。代表幹事の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
 - ③ (監事) 監事は、代表幹事から推薦され、幹事会で承認されたもの 3 名以内とする。監事は本会の事業及び会計の監査を行う。業務の詳細は別に定める。
8. (組織) 本会に以下の組織を置く。
- ① (幹事会) 幹事会は、代表幹事、幹事、監事、事務局で構成される。幹事会は通信で開催することができる。幹事会運営の詳細は別に定める。
 - ② (連絡協議会) 連絡協議会を年に 1-3 回開催する。
9. (事務局) 本会の発足時事務局を日本小児期外科系関連学会協議会事務局(〒1130033 東京都文京区本郷 1 丁目 1 5 番 4 号文京尚学ビルに置く。)
10. (内規の改正) 本内規の改正には、幹事会における協議を経て、四者協小児・周産期災害医療対策委員会での承認を必要とする。

厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「災害時小児・周産期医療体制の構築と認知向上についての研究」

「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」
The Japanese Association for Disaster Liaison
for Perinatal and Pediatric Medicine
(JADL-P)

正式発足準備について
2019年3月28日版

海野信也
北里大学医学部産科学

unno@med.kitasato-u.ac.jp

1

「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」(1)

- 目的: 災害時小児周産期リエゾン及び養成研修修了者に、情報交換・共有できる機会を提供すること。
- 対象者:
 - 都道府県認定災害時小児周産期リエゾン
 - 厚労省のリエゾン養成研修修了者
 - 都道府県のリエゾン養成研修会修了者
 - その他
- 想定される「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」の活動内容
 - 定期的な連絡協議会の開催
 - メーリングリスト等を介した災害時小児周産期リエゾンに関する情報提供・交換・共有
 - 平時の活動内容に関すること
 - 発災時の活動内容に関すること
 - 発災時の相互支援体制の整備

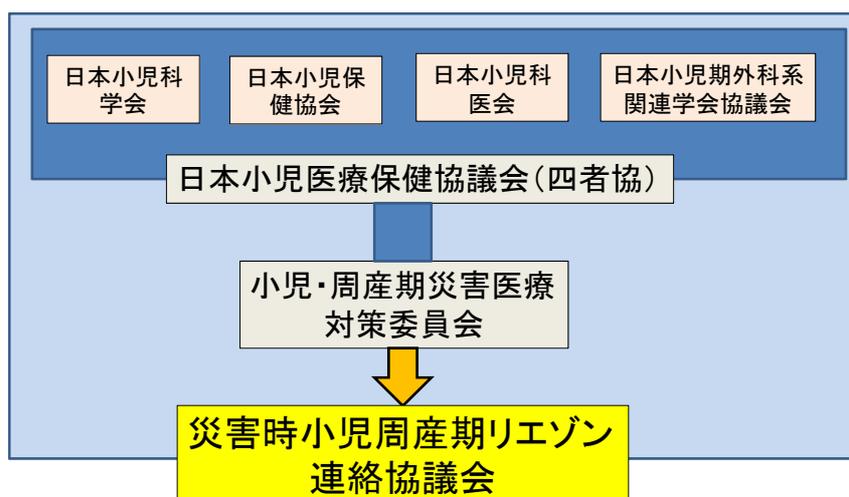
2

「災害時小児周産期リエゾン連絡協議会」(2)

- 組織: 日本小児医療保健協議会(四者協)小児周産期災害医療対策委員会の下部組織として設置
- 発起人:
 - 日本小児科学会: 井田孔明・岬 美穂・伊藤友弥
 - 日本小児保健協会: 並木由美江
 - 日本小児科医会: 伊藤隆一
 - 日本小児期外科系関連学会協議会: 米倉竹夫
 - 日本産科婦人科学会: 津田尚武・海野信也・菅原準一
 - 日本産婦人科医会: 中井章人
 - 日本周産期・新生児医学会: 和田和子・鈴木 真
- 事務局: 一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会(JAPSS)事務局(小林信秋、松藤凡、田口智章)

3

災害時小児周産期リエゾン(DLPPM)連絡協議会 組織のイメージ



JADL-P役員を選出方法について (内規より)

- (幹事) 幹事は、**四者協小児・周産期災害医療対策委員会及び関係学会・団体から推薦されたもの**とする。幹事は本会の業務運営を分担して担当する。幹事の任期は3年とするが、再任を妨げない。幹事の定員及び役割分担は別に定める。
- (代表幹事) 代表幹事は幹事の互選により選出される。代表幹事は本会を代表し、幹事会及び連絡協議会の議長となる。代表幹事は本会の活動について、**四者協小児・周産期災害医療対策委員会**に対して定期的及び必要時に報告を行う。代表幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (監事) 監事は、代表幹事から推薦され、幹事会で承認されたもの3名以内とする。監事は本会の事業及び会計の監査を行う。業務の詳細は別に定める。

5

正式発足に向けて

- 2018年7月10日: 発足準備会開催
 - 内規案原案の提案・検討
- 2018年秋ころ: 四者協・小児・周産期災害医療対策委員会開催
 - 内規案及び細則案の検討→四者協への提案
- 2018年度内: 四者協
 - 内規案の承認
- 2018年3月: 関係学会・団体への幹事候補者推薦依頼
- 2019年4月5日: 四者協・小児・周産期災害医療対策委員会の開催
 - 運営内規の改正
 - 細則案の決定
 - 四者協小児・周産期災害医療対策委員会からの幹事候補者の推薦
 - 幹事会の構成の決定
- 2019年度: リエゾン連絡協議会活動開始
 - 日本小児科学会・日本産科婦人科学会・日本周産期新生児医学会・日本小児救急医学会の学術集会開催時等に連絡協議会を開催

6

2018年12月20日

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 運営内規

日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会

1. （名称及び所属）本会の名称を、災害時小児周産期リエゾン連絡協議会とする。本会は、日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会（以下、四者協小児・周産期災害医療対策委員会）の下部組織である。
2. （目的）本会は、大規模災害発生時の小児医療・周産期医療提供体制の確保と早期復興に向けた適切かつ迅速な活動のために、小児・周産期領域の災害医療を担う人材である災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する役割を果たす専門家に対して情報交換・共有できる機会を提供することを目的とする。
3. （事業）本会は、その目的を達成するため以下の事業を行う。
 - ① 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の開催
 - ② 災害時小児周産期リエゾンに関する情報提供・交換・共有
 1. 平時の活動内容に関すること
 2. 発災時の活動内容に関すること
 - ③ 災害時小児周産期リエゾンに関する社会及び国、自治体等への情報発信
 - ④ 内外の関連団体との連絡及び提携
 - ⑤ その他、小児・周産期領域の災害医療の発展に資すること
4. （発足時の発起人）本会の発足時の発起人は、四者協小児・周産期災害医療対策委員会及び関係学会・団体から推薦されたものとする。
5. （会員）本会の会員は、以下のもので所定の手続を経て承認されたものとする。
 - ① 厚生労働省あるいは自治体が認定した災害時小児周産期リエゾン及びそれに相当する業務を担当しているもの
 - ② 厚生労働省あるいは自治体が主催した災害時小児周産期リエゾン養成講習会及びそれに相当する講習会の修了者
 - ③ 自治体で小児周産期領域の災害対策を担当しているもの
 - ④ 小児医療・周産期医療領域の学会・団体で災害対策を担当しているもの
 - ⑤ 本会発起人会あるいは幹事会で認められたもの
 - ⑥ その他、小児周産期領域の災害対策に関心をもつもの

資料 8

6. (入会) 本会の会員となることを希望するものは、別に定める所定の用紙に必要事項を記入し、事務局に申請する。入会の可否は代表幹事が判断し申請者に通知する。疑義がある場合は幹事会における協議を経て決定する。
7. (役員) 本会に以下の役員をおく。
 - ① (幹事) 幹事は、四者協小児・周産期災害医療対策委員会及び関係学会・団体から推薦されたものとする。幹事は本会の業務運営を分担して担当する。幹事の任期は 3 年とするが、再任を妨げない。幹事の定員及び役割分担は別に定める。
 - ② (代表幹事) 代表幹事は幹事の互選により選出される。代表幹事は本会を代表し、幹事会及び連絡協議会の議長となる。代表幹事は本会の活動について、四者協小児・周産期災害医療対策委員会に対して定期的及び必要時に報告を行う。代表幹事の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
 - ③ (監事) 監事は、代表幹事から推薦され、幹事会で承認されたもの 3 名以内とする。監事は本会の事業及び会計の監査を行う。業務の詳細は別に定める。
8. (組織) 本会に以下の組織を置く。
 - ① (幹事会) 幹事会は、代表幹事、幹事、監事、事務局で構成される。幹事会は通信で開催することができる。幹事会運営の詳細は別に定める。
 - ② (連絡協議会) 連絡協議会を年に 1-3 回開催する。
9. (事務局) 本会の発足時事務局を日本小児期外科系関連学会協議会事務局(〒1130033 東京都文京区本郷 1 丁目 1 5 番 4 号文京尚学ビル)に置く。
10. (内規の改正) 本内規の改正には、幹事会における協議を経て、四者協小児・周産期災害医療対策委員会での承認を必要とする。

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 細則案 3

日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会

1. （幹事の定員、選任）幹事の定員は 12 名から 20 名とする。幹事は、関係学会・団体から推薦されたもの、日本小児医療保健協議会（四者協）小児・周産期災害医療対策委員会から推薦されたものを候補者とし、四者協小児・周産期災害医療対策委員会が決定する。
2. （幹事会の運営）幹事会は、その成立のために過半数の出席を要する。テレビ会議による参加は出席と認められる。議決は出席幹事の過半数をもって行う。幹事会はメーリングリスト等を用いて通信で行うことができる。通信幹事会の議決には、全幹事の 3 分の 2 の投票及び投票数の過半数の賛成が必要となる。
3. （幹事の役割分担）代表幹事は幹事の互選で選任する。代表幹事の指名により副代表幹事を 2 名おくことができる。副代表幹事は、代表幹事が事故あるときにその業務を代行する。各幹事の業務内容は幹事会で決定する。
4. （監事の業務）監事は、本連絡協議会の運営、事務局業務及び会計を監査し、幹事会及び四者協小児・周産期災害医療対策委員会に報告する。監事は、本連絡協議会のすべての会議に出席し意見を述べることができる。
5. （入会申請用紙）入会を希望する者は、別紙 1 で示す入会申請用紙に、氏名、所属組織、連絡先、小児周産期領域の災害対策との関わり等を記載し、事務局に提出する。
6. （細則の改正）本細則の改正には、幹事会における協議を経て、四者協小児・周産期災害医療対策委員会での承認を必要とする。

資料 8

(別紙 1)

災害時小児周産期リエゾン連絡協議会 入会申請用紙

申請年月日	年 月 日		
氏名	漢字		ひらがな
所属組織名			
職種・専門領域			
連絡先	メールアドレス	① ②	
	電話番号		
小児周産期領域の災害対策との関わり (該当するものに○をつけてください。 重複回答可)	A	自治体が認定した災害時小児周産期リエゾンである。またはそれに相当する業務を担当している。	
	B	厚生労働省あるいは自治体が主催した災害時小児周産期リエゾン養成講習会及びそれに相当する講習会を修了した。	
	C	国または自治体で小児周産期領域の災害対策を担当している。	
	D	小児医療・周産期医療領域の学会・団体に災害対策を担当している。	
	E	その他、小児周産期領域の災害対策に関心がある。	
事務局使用欄			